

令和2年2月28日

保護者様

倉敷市教育委員会

倉敷市立の小学校における休業中の児童の緊急一時預かりについて

新型コロナウイルス感染症対策として実施する倉敷市立学校園の休業にともない、休業期間において児童クラブ利用児童のうち、どうしても家庭で過ごすことができない児童については、所属の小学校で、児童クラブ開設時刻までの間、感染症対策等を行った上で、下記のとおり児童の緊急一時預かりを行います。

また、児童クラブを利用していない児童についても、例えば、通常、授業を行っている時間に合わせて保護者が就労しており、学校が休業することにより保護者の就労が困難となる家庭等、特別な事情がある児童についても、児童クラブ利用児童と同様に緊急一時預かりを行います。

なお、今回の措置は感染拡大防止の観点から行うものであることをから、小学校での緊急一時預かり及び児童クラブの利用はやむを得ない場合のみとしてください。また、風邪や37.5度以上の発熱の症状がある場合には利用を控え、自宅で過ごしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 期間 3月2日(月)～3月26日(木)の平日
- 2 時間 学校の始業時刻～午後2時
- 3 昼食 弁当を持参してください。
- 4 申し込み

3月2日からの最初の利用日に「利用申込書」(別紙)を小学校に提出してください。

- 5 服装 私服(児童クラブ時と同様)
- 6 登下校

保護者の責任で行ってください。(登校は学校への登校に準じますが、学校登校時の集団登校にはなりません。)児童クラブへのお迎えは通常通りです。

また、児童クラブ利用者以外の児童は、午後2時で下校します。

- 7 預かり時の持参物

弁当、水筒、学校や児童クラブから指示のあったもの 等

問い合わせ先

倉敷市教育委員会指導課 086-426-3831

